

彦根市教育委員会会議録

会議の日	令和 6 年 8 月 22 日(木)				
会議場所	彦根市役所本庁舎 5-1 会議室、5-2 会議室				
出席委員等 5 人中 5 人出席	教育長 教育長職務代理者 委 員	西嶋 良年 本田 啓子 永濱 隆	委 員 委 員	小松 照明 田附 孝子	
出席職員 (説明員)	教育部長 小島 久喜 教育部次長(教育総務課長) 清水 智子 子ども未来部次長(幼児課長) 前川 昌敏 副参事(博物館副館長、学芸史料課長) 渡辺 恒一 学校教育課長 東野 了賢 学校教育課主幹 井上 崇子 学校 ICT 推進課長 北川 尚樹 学校支援・人権・いじめ対策課長補佐 草川 高章 生涯学習課長 小椋 朋子 生涯学習課主幹 川添 義夫 博物館管理課長補佐 藤原 康博 教育研究所長 清水 貴博 学校給食センター所長 今井 和宏 図書館主幹 谷村 雅史 新図書館整備推進室長 鈴木 康浩 広野教育集会所長 中江 淳展				
会議次第					
1 開 会	午後 1 時 30 分				
2 議 題	内 容 別添のとおり				
議題第 32 号	令和 6 年度 9 月補正(第 5 号補正)予算について (教育総務課、学校支援・人権・いじめ対策課)				
議題第 33 号	令和 7 年度使用教科書(中学校用)の採択につき議決を求めることについて (学校教育課)				
議題第 34 号	令和 7 年度使用教科書(小・中学校特別支援学級用)の採択につき議決を求める ことについて (学校教育課)				
議題第 35 号	彦根市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱の一部改正 について (学校支援・人権・いじめ対策課)				
議題第 36 号	令和 6 年度彦根市コミュニティ・スクール(学校運営協議会)推進事業に係る学 校運営協議会委員の任命について (生涯学習課)				
3 その他	内 容 別添のとおり				
4 閉 会	午後 4 時 2 分				

1 開 会

教育長 ただ今から教育委員会会議を開会します。

本日提案している議題は、5 件です。

なお、本日の会議に諮る予定の議案第 32 号「令和 6 年度 9 月補正(第 5 号補正)予算について」は、市議会の議決を経るべき議案の審議等となります。これについては、市議会で審議される前の情報や公表前の情報であり、公にすることにより市民等の間に混乱を生じさせる恐れがあることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書きの規定により非公開にすることを提案します。

議案第 32 号の審議を非公開にすることについて、ご異議はありませんか。

各委員 なし。

教育長 全員異議なしですので、非公開とすることとします。

本日の議事の進行につきましては、「教育長報告」のあと、2 件の報告事項を説明させていただきます。その後、議案第 33 号から議案第 36 号までの審議をいただきます。その後、「次第 5 各所属の取組事項について」の質疑を行い、「次第 6 その他」で教育委員会の所管事項について、委員からのご質問をいただきます。

その後、非公開の議案に関する審議を行います。

本日の議事進行につきまして、ご異議はありませんか。

各委員 なし。

教育長 それでは、私から「教育長報告」をさせていただきます。

8 月 4 日日曜日、第 56 回彦根市人権教育研究大会を、みずほ文化センターと市内公民館他で開催し、出席をしました。

8 月 6 日火曜日、滋賀県都市教育委員会連絡協議会教育長・部長合同会議が大津市で開催されましたので、出席をしました。

8 月 7 日水曜日、第 2 回滋賀県第 4 地区令和 7 年度使用教科用図書採択協議会を本庁で開催し、出席をしました。

8 月 8 日木曜日、第 40 回姉妹城都市(彦根市・高松市)親善少年野球交歓大会壮行会が本庁で開かれましたので、出席をしました。その日の午後、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 2025」ハンドボール競技リハーサル大会開会式が、プロシードアリーナ HIKONE で開催されましたので、出席をしました。

8月21日水曜日、彦根市立教育研究所「調査研究発表会・教育講演会」をプロシードアリーナ HIKONE で開催し、出席をしました。

8月22日木曜日、8月の教育委員会会議となっています。

報告は以上です。何かご質問やご意見がありましたらお願いします。

各委員 なし。

2 前回会議録の承認

3 報告事項

教育長 次第3「報告事項」に入らせていただきます。

「令和6年度全国学力・学習状況調査結果について」報告をお願いします。

学校教育課長から報告がありました。

永瀆委員 2ページ、3ページの一番上に平均正答率の表がありますが、ここには40、60とかパーセンテージが下に表示された棒グラフがあって、大体のイメージはわかるのですが、目盛りがついてないので数字が少しわかりにくいです。パーセンテージの数字を右側に書くとか、グラフの下に目盛りを付けるとか、もう少し具体的にするように今後改善して欲しいです。今後そうしてもらう方が見やすいと思います。大きな作業にはならないので、ホームページに載せるなら、検討してもらいたいです。

学校教育課長 数年前までは表にし平均正答数を数値化したものを掲載した年もありました。教育委員会の中でも議論いただいた中で、現在の形になっているととらえておりましたが、やはり数値化ということがわかりやすいということであれば、そのように対応していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

永瀆委員 平均正答率のパーセンテージの数字が書いていないということを言っているわけであって、その正答数は別に構わないです。この平均正答率のグラフについて、下に80とか60とかしかなく、目盛りがないので、少しわかりづらいということです。それであれば、直接右端にこの数字を記載してくれたらよいと思います。検討していただけますか。

学校教育課長 わかりました。次年度どうするか、検討していきたいと思います。

小松委員 ホームページに出されたということですが、これに対する反応がわかりません。

特に、今説明があった保護者、地域に対して、これをホームページに出すことによって、市

民あるいは保護者に伝わっているのかどうか、その辺が気になります。意見を求めているわけでもなく、単に出している。反応もあまりないようであれば、学校単位で保護者にもっとPRする活動が必要ではないかと思います。一方通行になっているわけですが、それに対しての反応はどうでしょうか。

学校教育課長 ホームページには毎年公開していますが、教育委員会に対して、これについての地域の方、一般市民の方からの意見は、ほぼない状態が続いています。一方、学校については、このことを踏まえて、自分の学校の学力学習状況調査等を学校評価等も含めて、学校アンケートとあわせて発信しており、それについては、かなり保護者から意見をいただいている状況です。ご意見いただいた通り、発信するだけでは十分でないと考えていますので、どのように浸透させていくか、保護者からの声等をどのように反映させていくかについても検討したいと思います。

本田職務代理者 昨日、教育研究所の発表があった時に、今説明があった、ホームページに掲載される内容の説明がありました。目的を3つしっかりと繰り返し確認されていて、市内の全職員にも知らしめて、自覚的に取り組めるようにしていきたいという思いが伝わってきました。6年生で受けるテストは5年間、中学3年生で受けるのは8年間の学習内容が反映しますので、全部の学校が私事として取り組んでいくべき内容で、よい呼びかけをしてもらったと思います。学校も保護者も協力して一生懸命にやっているというのはわかるのですが、それでも、結果が思うようにいかない時とか、それは問題によることもあるでしょうし、その時の受ける子ども達の状況とかもあります。それがすべてではないですが、やっぱりよい結果が出ることの方がよいです。そこで子ども達が自信をなくしたりすると、元も子もありませんので、子ども達がわかった、できたと思うような授業を作っていくことが大事だということを、先生に伝えられたらよいなと思いました。その後に、調査研究の発表ありましたが、結局は、子ども達が学校に居場所があるとか、勉強が楽しいと思うような授業になっているか、そういうことも大事だと言われていました。また、関わる教師が自分も well-being というか、とてもよかったなと思うような、自信を持って子どもと向き合えるような気持ちを持たないといけないということも話されていきました。不登校の子どもも、やっぱり共通するものがあるなと感じました。学力も不登校もいじめも、すべてが関わっていると思いました。教科、学年を問わず全校体制で本当にやっていかないといけないということが、教育委員会から呼びかけなくても、各学校である程度わかっているとは思いますが、それがチーム

としてどれだけ力を発揮できるのか、そのためにコミュニケーションとか分析が必要になってくると思いました。話の中で、書くことが国語に関わらず、どの教科においても大事ということがありました。ベースとなる基礎的な学力があつてこそ、少し難しいような課題にも取り組めるようになると思います。共通することをもっと先生方にもわかってもらえるような発信を、今後も分析をしっかりと発信していけるとよいなと思います。

教育長 次に「彦根市学校給食センター調理業務等委託事業者選定に係る公募型プロポーザルの実施について」報告をお願いします。

学校給食センター所長から報告がありました。

小松委員 この審査会のメンバーと人数は、この実施要領の中に書かれていますか。

学校給食センター所長 特にこの要領には審査会のメンバー等を挙げていません。

小松委員 これは、どういうメンバー、何人ぐらいで審査をされて結果を出すのですか。

学校給食センター所長 メンバーとしては、彦根市教育委員会からは3名で、部長、次長、学校給食センター所長です。それから、豊郷町から1名、甲良町から1名で、事務局職員としては5名になります。学校からは、各学校の学校長のうち、豊郷町、甲良町を合わせて4名の学校長。それから、学校の栄養教諭が2名で、このような体制を予定しています。

4 議題

議案第33号 令和7年度使用教科書(中学校用)の採択につき議決を求めることについて

学校教育課長から説明がありました。

永瀆委員 どの会社の教科書もよくできた教科書だったと、個人的には思っています。本当に選ばれるか選ばれないかは、委員の感覚というか、そういう部分が入っている可能性が高いと思いながら、説明を聞いていました。選定の結果は、数値化され点数化しているのか、それとも票数化しているのか、具体的に見たことがないのですが、そのような部分を教えて欲しいです。

学校教育課長 先ほどの説明の中で、4つの観点という話をしました。特に優れている部分について、観点ごとに二重丸、優れているものは丸、おおむね満足しているものは記載なしという評価をしました。それを一覧にしているものを、調査員の説明の際に提示してもらっています。結果としては、二重丸が多く、続いて丸が多いものが選定されている傾向にあると思

います。

田附委員 保健体育の教科書についてです。採択に上がりました東京書籍はとてもよい教科書だと思ったのですが、個人的には大日本図書の教科書も大変よいと思いました。最初のところで、アスリート達からのメッセージとかも載っていきまして、それで興味を持って学習できるのではないかと思います。それから、わかりやすい表現もありましたし、特に心肺蘇生法についても、3 ページ以降に大きく表示されていて、大切なところだと思いました。あと、2 次元コードを見てもわかりやすいと思ったので、大日本図書もよいなと思いました。

学校教育課長 説明した通り、採択協議会の中の調査報告において、大日本図書についても知識技能については二重丸、観点 B の思考判断能力については丸というような高い評価を受けています。そして、実際に子ども達の使いやすさを考えていく中で、東京書籍については、さらに B 観点だけではなく、B 観点が二重丸、C 観点が二重丸、D 観点の子どもにとっての使いやすさも二重丸ということで、評価が高かったです。すべての教科書が、それぞれの特徴を持ったよい、ふさわしいものだとは思いますが、さらにこの 4 つの観点で見た時にどうかということで、研究されて報告を受けて、選定されたというものです。

教育長 学校教育課長から説明がありましたが、調査研究委員会の方で、評価は二重丸、丸でしていますが、結果をもって選定をするというのではなく、あくまで教科書採択協議会の中で、委員の意見を踏まえて、総合的に判断するという形になっています。

永瀆委員 総合的に判断されているということですが、例えば、委員長が最終決断をされるのでしょうか。誰が見てもわかるように、数値的に判断されるのか。例えば、二重丸が 3 点、丸が 1 点というように、点数化されて決定されるのか。最後の最終決断者は誰なのでしょう。

教育長 調査研究委員会で、二重丸、丸という評価をされますが、それを点数化ということはしていません。また、総合的にというのは、研究委員会から説明を聞いて、それを踏まえて、採択協議会で議論をして、その議論の結果、委員の総意または分かれた場合は、多数の意見が集まった教科書について採択をするということで、最終、委員に諮って決めるという意味です。

永瀆委員 最終的にいろいろな意見が出て、多数決的なもので最終的には決定するというのでしょうか。

教育長 そうということです。

小松委員 全国学力調査を行った結果、いろいろな項目で弱み、彦根市の場合は、国語で言えば、

思考力、表現力が出ています。全国学力調査の結果を踏まえた内容を見ると、教科に対していろいろな課題が出てくるわけです。その課題と、観点 ABCD との関連はどうなのでしょう。全国学力調査の問題傾向はずっと変わってきているわけですが、これからの生徒に求めるべき資質というものも変わってきていると思います。そういうことを踏まえた内容が、多分入っているとは思いますが、今の第4地区での学力テストの弱みをカバーするには、こういうところがよいのではないか、という観点の話は出てきているのでしょうか。

学校教育課長 まず教科書については、文科省の検定を通る段階において、すべてが今の学習指導要領に則っていて、すべての教科書がそこを最低限クリアしています。その中で、調査項目である観点 ABCD ですが、ベースにあるのは、第4地区の子どもたちにとって、知識、思考それから学びに向かう力、ABC の観点をまず考えた上で、第4地区の子ども達、1市4町の子ども達を目に浮かべながら、調査員はその教科の図書を研究して、さらにD観点を設けて、この地区の子ども達にとっての使いやすさをさらに評価されています。協議会の中では、管理職の方からはそれを踏まえた発言、説明が大変多く、それを踏まえた選定になっていると思います。なお、協議会についても、やはり目の前の子どもと地区の子ども達をイメージした議論がされていると感じました。

本田職務代理者 今回の令和7年度教科用図書採択協議会に参加しましたので、少しお話ししたいと思います。中学校教科用図書と特別支援学級用の一般図書で、本当に熱心に協議がされました。委員もいろいろな立場で来られていましたので、より活発に意見交換ができたと思いました。調査研究の報告も、それぞれ代表の方が報告するわけですが、細かいところまで調査をして、報告しているなと思いました。今年は、2次元コードがとても多かったです。前回もあり、多かったのですが、それは直接的な採択の対象ではないのですが、そこも教科書に則っているかとか、関連があるかということで、そこまで調査員が、研究、調査をして、報告していました。だから、すごく大変な時間を要していると思いました。現行の指導要領に対応して、活用した話し合いとか探求など、子ども達の主体的な学習を重視しているような教科書が、どこが良いかと言えないくらい、どこも示されていたと思います。やはり、1番目は何を理解して、何ができるか、2番目は理解していること、できることをどう使うか、それから、3番目は子ども達がどのように社会とか世界と関わって、よりよい人生を送るようにできるか、です。これは教師にとっても大事なことだと思うのですが、子ども達がどれほど使いやすいか、それは裏を返せば、指導する教師にとってもよいことですし、使いやす

いということにもなると思いました。そういう報告がされた後、みんなで協議して、お互いに意見交換して、総合的な判断で選定されたと思っています。

具体的に全部は言えませんが、国語の光村図書ですが、学びの扉があって、こちらに学びの鍵があって、勉強すること、何を私は勉強しようとしているのかというのがすごくわかりやすいなと思いました。もちろん、他の会社も同じようにいろいろな工夫がされているのですが、そういう意見が出ていました。それから、1 つ下がったところに語彙ブックがあって、状況を表す言葉とか、いろいろなことが一遍にわかるように表記がされていて、子どもにとって活用しやすいという意見が出ていました。書写ですけれども、最初に中学書写スタートブックがあって、ここに用具の準備片付け、これは小学校でも習うのですが、改めて確認しようということであって、左利き用にも対応した置き方もありました。あとは、動画にも出ていると思いますが、書き方のコツとか、活用しやすいという報告もありましたし、意見も出ていました。これは家庭科ですが、大人でもこれ1冊あったら調理ができるような、子どもにとっては興味関心を持って取り組めるような編集になっているなと思いました。あと、美術ですが、子どもの使いやすさとか興味とかで言うと、装丁が凝っているという意見も出ていました。教科書が美術館の資料みたいに使えるのが面白いなということで、表紙が油絵のような感じになっていたり、各教科書会社がいろいろな工夫をされていると感じました。

D 観点、一番みなさんが考えているポイントだったかなと思います。

教育長 教科用図書採択協議会の議論の様子、また、第4地区で評価の観点として挙げているD 観点、子どもにとっての使いやすさというところに関わって、意見をいただきました。

永瀆委員 すべての教科書会社の教科書が、国の検定を通ったということで、いち親の立場として、すべての教科書を見せていただいたのですが、非常によくできていると、練れば練るほど各社の教科書が似てくるのかなと、そういう印象を受けています。今の時代、教育方針がIT化ということで、QRコードとか最近の子どもはイメージしやすいものでないと、興味がわかない、わからないということもあって、写真やイラストを多用して対応されているという印象を受けました。見て楽しいという評価もありましたし、苦手な教科の教科書であっても、ペラペラとめくれるのかなという印象を持ちました。使いやすさとか、その辺は現場の先生の意見が入っていると思いますので、そういう先生方の結果である一覧表を見させていただきました。社会に関しては、僕個人の意見として、帝国書院が堂々たる歴史を持っている教科書会社ですので、私の子どもも帝国書院の教科書を使っていまして、子どもと一緒に勉強

する時とか、馴染みのある形式だなと思っていました。特に、公民的分野に関しては今の時代、現代の教科書ですので、現実の問題に即した教科書と言うと、ディスカッションにつながる内容、材料としては日本文教の教科書がよいかなとは感じました。帝国書院の社会(地理的分野、歴史的分野)、地図が採択されていますが、非常に見やすいです。目に優しいというか読みやすい。慣れているだけかもしれませんが、印象に残ったのは社会に関してはそういうところでは。数学に関しては、細かい部分は別として、親の立場として子どもが使っている中で経験で言うと、練習問題とか章末問題の回答が一番後ろにあります。そこを各教科書で見比べてみたところ、単なる計算であれば答えだけ書いてあるのですが、証明とか図形とか、あと解説があるような2次方程式とか、そういう回答にどの会社も詳しくページ数を割いてもらえるとよいかなと思います。親の立場からすると、子どもは試験前とかに自分でやってみたりするものなので、教える立場と、子どもたちが使う試験に向けての材料として考えた場合、回答にも力を入れて欲しいという気はしました。別冊回答にするというのも一案でしょうが。そして、美術に関しては開隆堂ですが、どこの3社もよかったのですが、非常に綺麗な教科書です。私が気になったのはその年表で、文化、時代の流れの重なりがわかりやすいのが、光村図書かなと正直思いました。ただ、他のところは甲乙つけがたいというところで、少しそういうところが気になりました。地図に関しては、地理的分野の帝国書院とあわせてという採択委員会でのコメントもあったので、私もそうかなと思いました。感想的なもので申し訳ないですが、基本的には、採択協議会の委員が選ばれた教科書に関して、異論はありません。

教育長 保護者の立場として、子どもにとっての使いやすさということで意見をいただきました。

田附委員 個人的な感想になると思いますが、5教科ほど見させていただきまして、昨年度の小学校用教科書の採択の時にも申しましたが、時代の流れとともに、すごく素晴らしい教科書に生まれ変わってきていると思いました。どの教科書も中学生のニーズに合ったものになってわかりやすく、自分で調べたり、学習しようと思えばどんどん進んでいけるのではないかなという感じを受けました。国語の教科書は、表紙の絵が心を落ち着かせて、授業に臨もうと思わせるのではないかなと感じました。また、内容もわかりやすく、考えやすいものになっていると思いました。学習の見通しが示されていて、1年間の進め方もわかりやすいのではないかなと思いました。書写の教科書は、2次元コードで調べると、とてもわかりやすく示されていました。また、日常生活に生かせる内容が多く載っていて、将来的にもすぐ活用

できると思いました。音楽の教科書については、表紙の楽しそうな絵で興味や学習意欲が湧いてくるのではないかなと感じました。合唱の単元では、歌ごとにポイントが表記されていて、生徒たちだけでも、自分たちで勉強、練習しようという意欲も沸くのではないかなと思いました。芸能界で顔なじみの方が載っていて、将来についてとても参考になるのではないかなと感じました。保健体育の教科書は、採択された教科書にも最後の巻末スキルブックというのがあり、とてもわかりやすく、必要な時にすぐ活用できるのでよいと思いました。家庭分野の教科書は、ガイダンスがあり、わかりやすいと思いました。また、大谷翔平選手の目標達成シートが載っていたので、これは引きつけられるのではないかなと思いました。栄養のところも大きな写真で示されてとてもわかりやすく、調理のところでもわかるように QR コードにもなっていて、とてもよい教科書だと思いました。

教育長 生徒が自分で学びを進めることができるような工夫、構成がされているということで、どの教科書も時代の流れとともに、素晴らしいものになっているという意見をいただきました。

小松委員 私も何社か見させてもらいました。本当に選定するのが大変だろうなと感じました。全国学力調査の質問を先ほどしたのですが、特に理科ですが、学力調査の問題を見ると、やはり実験に重点を置いているように感じ取ったので、理科の教科書については、その実験の項目を見させてもらって、なかなか甲乙つけがたいのですが、わかりやすく書かれているかという観点で、見せてもらいました。今回選定された啓林館は、非常にわかりやすいと感じました。どこの教科書も中身そのものは、あまり変わらないのですが、それぞれの単元の最後についている一言とか、工夫した点とか、そういうポイントになるところが目につくとか引きつけられて、そこから新しい考えに発展するのかなと思います。技術分野とか道徳も、それぞれの項目ごとに Thinking とか、巻末にはいろいろな見方で考えると、自分を見つめるとか自分との対話とか、そういう一言等が考えるきっかけになることがうまく教科書に生かされているものがよいなと。これは道徳でも英語でも一緒の感じがしました。それと、特に英語は取っつきにくい感じがあるので、やはり綺麗だとか大きいとか、非常にカラフルであるとか、そういうところが教科書に対する取っつきやすさかなということで、各社が考えられていて、それが大きな要素かなと感じました。今回選定された教科書については、その内容で同意したいと思います。ありがとうございます。

教育長 理科の実験に関わって、また、他の教科については、単元末の工夫についての特徴等に

ついて意見をいただきました。

議案第 33 号は原案のとおり承認されました。

議案第 34 号 令和 7 年度使用教科書(小・中学校特別支援学級用)の採択につき議決を求めることについて

学校教育課長から説明がありました。

永瀆委員 見せていただいた正直な感想を言うと、新しく選定されたものより昔の方がよいなというものもありました。ただ、歴史ですが、日本の生活状況を記した本があり、あれは非常によいなと思いました。日本人の歴史の中での生活状況を本当に見やすく表わしていて、もちろん一般の歴史の教科書でも、その時代の生活状況というのは資料として書いてあるのですが、非常に見やすかったという印象があります。一般教科書の補助的な書籍として、置いて欲しいなという気持ちもありました。感想だけです。

議案第 34 号は原案のとおり承認されました。

教育長 審議が長時間になりましたので、暫時休憩します。

教育長 会議を再開します。

議案第 35 号 彦根市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱の一部改正について

学校支援・人権・いじめ対策課長補佐から説明がありました。

小松委員 少し中身を確認したいのですが、子ども・子育て支援法等の一部改正は国が改正しているが、財政のために、彦根市では国の法律には従えないから市の独自判断で従来のままにしたという解釈でよいのでしょうか。

学校支援・人権・いじめ対策課長補佐 国の法律、子ども・子育て支援法等の一部改正において児童手当法が改正されたということで、児童手当法の所得制限がなくなり、児童手当は所得制限なしに、それぞれの世帯に給付することは間違いないのですが、彦根市において、このフリースクール等民間施設の利用への補助金に関しては何らかの制限を残すべきだということで、市長として従前の所得制限を残すように判断しているものであって、法律と矛盾するものではないと考えています。

小松委員 子ども・子育て支援法というのは、国の法律ですね。国の法律の改正によって所得制限が撤廃されるようになったが、彦根市は所得制限を残すと。これは矛盾しないのですか。

教育部長 この趣旨は、児童手当の支給にあたっては所得制限というものが、このフリースクールの補助金とは別にありました。提案理由にある法律改正によって、児童手当に係る所得制限はなくなったのですが、フリースクール補助金の要綱の中では児童手当で定めていた所得制限を準用する形で適用していましたので、元となる児童手当の所得制限はなくなったのですが、この補助金については引き続き従来の所得制限を準用するという意味でここに書いているということです。児童手当の支給にあたっての所得制限が法改正でなくなったのですが、この補助金は児童手当の所得制限を準用していて、この補助金の交付にあたっては、引き続き適用するということです。

永濱委員 児童手当とかこの法律とか、余計なことを書いているからややこしくとられるだけではないのですか。このフリースクールの補助金というのは、具体的にはしている市としていない市もあるのではなかったですか。もう全市町しているのですか。

教育部長 このフリースクールの補助金は、行っている、行っていない市町があります。彦根市のこの補助金交付要綱の基準の中では、児童手当の所得制限を準用していました。交付にあたっての児童手当の所得制限が法改正によってなくなりましたが、引き続きその所得制限を適用しますという主旨で、今回この議案を出しています。

小松委員 要するに、そのフリースクールへの補助金は、子ども・子育て支援法には直接関係していないということですか。私は国からそのように来ているものだと理解したので、国が決めたことについて守らないといけないだろうと、それを市長判断したとしても勝手なことではできないのではないかと解釈したのです。ところが今聞いたら、少しそれは違うということであれば、それでよいと思います。

教育部長 資料の 64 ページをご覧ください。こちらに新旧対照表を付けています。この補助金を受けることができる補助対象者の該当事項を第 3 条第 2 項で書いていますけれども、従前は児童手当法による児童手当の支給要件を満たす世帯に属するものということで、交付要件の中に児童手当法と書いていました。左側の新の欄を見てもらいますと、改正理由で述べた子ども・子育て支援法等の一部改正をする法律第 12 条による改正前の児童手当法と書いています。ここの児童手当法に書いていた所得制限を引き続き準用し、所得制限の支給要件を満たす世帯に補助金交付をするという意味でこの条文が変わりますので、一部改正の議案を出

しています。法律の規定に反して、市長判断でこの補助金交付に所得制限を設けるというものではありません。

議案第 35 号は原案のとおり承認されました。

議案第 36 号 令和 6 年度彦根市コミュニティ・スクール(学校運営協議会)推進事業に係る学校運営協議会委員の任命について

生涯学習課主幹から説明がありました。

議案第 36 号は原案のとおり承認されました。

5 各所属の取組事項について

小松委員 生涯学習課にお聞きします。放課後児童クラブにおける特色ある保育の取組について、幅広くいろいろされていると感じました。その中で、2 つ目にある Honda ワークショップ「子どもアイディアコンテスト」とありますが、これは全国に跨ってやられているということですが、オンラインでやっているということで、予約とかどのような手順でされているのでしょうか。それと、コンテストと書いていますが、どういうコンテストをやって順位をつけているのか、中身の説明をお願いしたいです。こういう取組をやっているというのを初めて知って、興味を持ちました。

生涯学習課長 放課後児童クラブでは、いろいろな取組、特色ある保育の取組を進めていくように徐々に力を入れてきていて、特に令和 5 年度からは支援員の委託業務の中にそういったことを仕様書の中に盛り込んで、積極的にやってもらうようにしていますので、2 年目ということでかなり充実してきていると感じています。特に夏休みの期間ですので、相当長い時間、子ども達が放課後児童クラブで過ごすことになります。こういういろいろな取組をやりたいと、委託業者の方にこちらの方から働きかけているところです。その中で、今回、佐和山小学校、旭森小学校、城東小学校の委託業者である明日葉という会社が、その中の 1 つの取組として、このホンダのワークショップを取り入れました。ですので、実際の予約や手続きについては、全部事業者の方でしていただいたという形です。この「子どもアイディアコンテスト」自体は、本田技研工業株式会社で子ども向けの取組として企画をされているもので、必ずしも放課後児童クラブ向けに作られたものではないです。子ども達が個人でもグループでも、未来にこうあったらよいなと思うアイデアを絵にして応募をするというような企

画で、それを今回明日葉の方で放課後児童クラブの取組として取り入れた形になっています。今回初めて今年こういうことをしてもらったということです。実際この時間には、ホンダの社員の方からいろいろな話を聞いたり、アイデアを膨らますような最初の導入の部分をちょっと言ってもらって、その後実際に子ども達が考えながら、こんなものがあったらよいなというものを絵にする取組を1時間かけて行ったと聞いています。実際に、これを更に練って最終的に応募するかどうかは、この先個人に委ねていく形になるようですが、最終的には9月がコンテストの締切りになるので、全員が応募するかはわかりませんが、最初の段階の取組をこの1時間の中でやったと聞いています。

小松委員 学校教育課の体育大会の日程を見ると、中学校は9月が多いです。熱中症対策ということで、小学校は10月が多いと思いますが、中学校は9月にこだわっているのかなと。熱中症対策からすると、10月の方がより安全な感じはするのですが、どうでしょうか。

学校教育課主幹 昨年度は、いろいろ熱中症のことがあり、小学校は10月にということで変わってきていますが、中学校は他の行事との兼ね合いでそれが進んでいないという状況です。

学校教育課長 加えて、10月の半ばに中体連の秋の大会が予定されていて、全県的なところではありますが、県内の中学校では、年間スケジュールの中で9月末あたりに中間テストをもってきている学校が増えています。その中で、市内中学校では、少し1週間でも後ろにずらして9月半ばに変わってきています。また、市内の中では3校が、1学期に走る競技、長距離を走ったりする陸上記録的な部分を実施していて、2回に分けて行うという形の実施と聞いています。

永瀆委員 以前の教育委員会会議でも言ったことがあったと思うのですが、都合がついている中学校もあれば都合がついていない中学校もあるのは、理解できない。生徒の健康を第一に考えた場合、特に集団行動とかをする中学校があります。集団行動とかの練習は、新学期に入ってすぐに始まっていたと思います。本番に何か起こらないようにという問題だけでなく、練習をしている時の方がもっと暑いと思います。今年は10月まで残暑が続くのではないかとされているぐらいですので、子どもの中体連も中間試験も大事ですが、健康第一に考えてもらって徹底していただくべきだと思います。調整がつかないとか言うのではなく、教育委員会が指導されるべきだと思います。

学校教育課長 中学校では、種目内容も大きく変更しています。具体的には、いわゆる組体操、マスゲームというものも行っていない。主にダンス、創作ダンスです。基本的な集団演技

だけ伝統的に行って、午前中で終わるというところもあります。子どもの健康安全というのは最優先にしていますので、小学校も含めて、組体操を実施する場合には必ず報告をもらって、事前の取組み、対策等も出してもらっています。しかし、昨年度以前から中学校は組体操をしない流れになってきています。代わりに集団演技ということで、ダンス、一人一人の動きによるもの、波紋と言われる動き、そういったものは残っていますが、人と人が組みあって1つの造形物を作っていくとか、暑い中長時間にわたって練習を必要とするものは行わないという形でしてもらっていますので、それを踏まえて種目がかなり削られており、半日開催というところも聞いています。このような形で配慮してもらおうよう指導して、学校もそれに沿ってやってもらっていると思います。

永瀆委員 わかりました。ただ、その集団競技がなくなっているというのは聞いていなかったの
で、それが大きく変更されているなら、最初の説明の中で言っていただきたいです。通常の
体育祭の感覚で質問しましたが、時間的なものや準備、環境が変わってきているのであれば
安心しました。

6 その他

各委員 なし。

非公開審議

7 議題

議案第 32 号 令和 6 年度 9 月補正(第 5 号補正)予算について

教育総務課長、学校支援・人権・いじめ対策課長補佐から説明がありました。

小松委員 学校支援・人権・いじめ対策課が最後に説明された中で、フリースクールの費用が
1,000 円から 1,500 円に上がるという説明があったと思うのですが、どんな内容によって金
額が上がって、それに対するその補助が増えるというのは、保護者に対する補助が増えるの
でしょうか。フリースクールに対しての補助が増えるのか、中身を教えてもらえないでしょ
うか。

学校支援・人権・いじめ対策課長補佐 先ほど説明しました、てだのふあの利用料については、
あくまで民間の料金ということで、今まで半日 1,000 円とされていたのを運営するにあたっ
て、その 1,000 円では足りないということで 1,500 円に上げられたというのが実情です。ど

ういう積算をされているのか、あくまで民間施設の部分なのでこちらとしてはわかりかねます。こちらの補助金の金額が上がるという話ですが、ひと月利用された金額を蓄積したもので、例えば2万円とかいう形で申請が保護者から行われて、補助金は保護者に支払うというものです。ただ、今説明しましたように半日が1,000円から1,500円になりますと、申請が同じような利用であっても1.5倍になりますので、こちらから補助として支払う金額が増え、同じ利用であったとしても増えてしまうという状況です。それとともに、てだのふあが2つ目の施設を設けられたということで、その施設が今聞いている範囲では10人程度を受け入れられるという状況からしますと、元々予算で見込んでいる補助対象人数から増える部分も併せて、今回増額をお願いするものです。補助の対象は、施設ではなくて保護者ということになります。

小松委員 フリースクール利用料が、今回は1,000円が1,500円になりましたと。しかし、フリースクール側が、今後1,500円が2,000円になりましたと言え、それに対して保護者に対する補助金が増えるわけです。このフリースクールに対して直接は補助していないといえども、間接的に市は補助していることになるのではないですか。フリースクールがまた別の何か建屋を建てて、そのことによってまた費用が発生する。それを市は負担するというのかすると、フリースクールと彦根市との関係はどうあるべきか、何か規定していかないといけないと思います。確かにフリースクールへの直接の補助はないけれども、保護者を通して流れていっているわけです。フリースクール側で自由に値上げをすれば、市が結局還元して払っている、直接負担していることと一緒になると思います。だから、単にフリースクールが値上げを言っていますから予算を上げますというだけでは、今後のことも考えて、何か制約をつけないとおかしいと考えますが。

学校支援・人権・いじめ対策課長補佐 フリースクールの施設が、1回あたり、月額あたりいくらと金額を上げていけば、市からの補助は増えていくことになります。ただ、市としてはその上限、要綱で最大月額3万までの利用料というような上限を設けている現状があり、それを超えるところまでは許容できないというのが、今の市の考え方で一定の歯止めはかかっているところです。この先どのような状況になってくるか注視しつつ、当課としても検討を重ねていく必要があると考えています。

小松委員 今は上限3万円ということで、歯止めがかかっているということですが、フリースクールを彦根市の中でどう考えるべきかと思います。今彦根にはオアシスがあるわけですから、

そのオアシスとの関係の中でどう考えるべきかと思います。フリースクールがどんどん大きくなっていくことがよいことなのか、悪いとは言いませんが、もっと学校でやるべきことがあるのではないかと。今の不登校に対するフリースクールとの関係を、学校教育課、教育研究所も含めて、検討する課題ではないかなと感じています。補正予算については理解できました。

永瀆委員 フリースクールを利用している、不登校児童生徒と保護者を対象としたアンケート調査の協力金があります。これを見ますと、5,000 円掛ける 12 ヶ月で 30 人、利用されている保護者に渡す協力金と理解してよろしいですか。1 人年間 6 万円ですか。

学校支援・人権・いじめ対策課長補佐 協力金については県事業ですが、支払う対象としては、アンケート調査に協力された保護者に支払うという形になっています。

永瀆委員 これはいつまで続く事業ですか。県がするので、彦根市としてお金を支出するわけではないのですが。

学校支援・人権・いじめ対策課長補佐 このアンケート調査を県に確認したところ、今年度限り、令和 6 年度で終了し、その後いろいろな検証等を重ねて不登校対策等に生かしていくと聞いています。

永瀆委員 了解しました。ただ、アンケートに 1 回 5,000 円というのが、感覚から言うとアンケートに年間 6 万円、全部答えたとしてどれぐらいの内容で何十分かかるのか、アンケートの原本を見ていないので何ともわかりませんが、とりあえず直接は彦根の財政には影響しないということによいとは思いますが。そういう感想を持ちました。

議案第 32 号は原案のとおり承認されました。

教育長 以上で本日の会議を閉会します。

9 月の会議は、9 月 26 日木曜日、午後 1 時 30 分から本庁舎 5 階 5-1、5-2 会議室で開催します。皆さんお疲れ様でした。